

参考資料 3 助成制度一覽

平成 25 年度の新エネルギー関連助成制度について、概要を以下に示します。

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
地熱開発理解促進関連事業 (1/1、上限 1 億 8 千万円、下限 100 万円)								○			地方公共団体、温泉事業者、第 3 セクター等	地熱を有効利用することで、地域振興に役立ち、地熱の地域利用促進に資する事業（例えば、地熱利用によるハウス栽培事業、勉強会等）などに要する費用を補助	北海道経済産業局エネルギー対策課
再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業《地域再生可能エネルギー熱導入促進事業》 (1/2 以内)				○	○	○	○	○			地方公共団体、非営利民間団体、地方公共団体と連携して事業を行う民間事業者	再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う地方公共団体等に対し、設備導入に要する費用の一部を補助	(一社)新エネルギー導入促進協議会
再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業《再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業》 (1/3 以内)				○	○	○	○	○			民間事業者等	先進的な再生可能エネルギー熱利用設備の導入を行う民間事業者に対し、設備導入に要する費用の一部を補助	(一社)新エネルギー導入促進協議会
独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金【二次公募】 《地域再生可能エネルギー発電システム等導入促進事業》 (1/2 以内)	○	○	○		○			○			再生可能エネルギー発電設備の導入を加速化するため、固定価格買取制度の対象とならない、自家費向け再生可能エネルギー発電システム設備(※)の導入に対し、その導入費用の一部を補助 ※：固定価格買取制度の設備認定を受けないもの	○地方自治体からの申請 ○非営利民間団体(社会福祉法人、医療法人、学校法人、信用金庫、協同組合(生協、農協、漁協等)、社団法人、等)からの申請 ○地方自治体と事業者の連携による申請 ○災害等の緊急時等に地域の防災拠点に蓄電池を提供することを条件とした民間事業者からの申請	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務第一グループ
独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金【二次公募】 《再生可能エネルギー発電システム等事業者導入促進事業》 (1/3 以内、1 件当たりの年間交付限度額：発電設備 4,000 万円、蓄電池 2,000 万円 合計 6,000 万円)	○	○	○		○			○			民間事業者(法人及び青色申告を行っている個人事業者)からの申請に対して補助。	再生可能エネルギー発電設備の導入を加速化するため、固定価格買取制度の対象とならない、自家費向けの再生可能エネルギー発電システム設備(※)の導入に対し、その導入費用の一部を補助。 ※：固定価格買取制度の設備認定を受けないもの	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務第一グループ

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
小水力発電導入促進モデル事業費補助金 (2/3 以内)			○								小水力発電設備メーカーと発電事業者の共同申請	小水力発電の試験設備を用いた実用化に向けた実証事業であって、交付要件、規模要件等を満たす設備を導入等する実証事業の費用の一部を補助	(一社)新エネルギー導入促進協議会 業務第一グループ
分散型電源導入促進事業費補助金 《うちガスコージェネレーション推進事業》 (合計発電出力 10kW 以上 10,000kW 未満: 地方自治体等 1/2 以内 民間団体 1/3 以内、補助金上限額: 5 億円/年・1 補助事業。 合計発電出力 10,000kW 以上: 1/6 以内、ただし、国が定めるパイプライン基本整備方針に基づき整備するパイプライン沿線のコージェネについては 1/4 以内、補助金上限額: なし)									○		家庭用需要を除く全業種 (リース、ESCO 事業、エネルギーサービス事業についても対象)	合計発電出力 10kW 以上において (1) 天然ガスを主原料とするガスを使用すること (2) 高効率型天然ガスコージェネレーション設備、天然ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備、燃料電池であって、技術的新規性若しくは総合的な高効率性を有すること (3) 燃料使用量及び廃熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること 合計発電出力 10,000kW 以上においては更に (4) 次のいずれかの要件を満たすこと ① 特定電気事業、特定供給、卸供給事業等という形態により、一定の義務を負って電力供給するもの ② 新たに導入するコージェネの合計発電電力の内、1/2 以上の電力を逆潮流できる場合であって、災害時等の非常時においても原則として逆潮流を行い続けるもの	一般社団法人都市ガス振興センター

制度名 (補助率)	新エネルギー										その他	対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池				
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金（1/3、補助金額には上限がありません）											○	①日本国内において、SII が指定する蓄電システムを設置する個人（個人事業主含む）。 ②日本国内において、SII が指定する蓄電システムを設置する法人。 ③日本国内において、SII が指定する蓄電システムを個人（個人事業主含む）又は法人に貸与する法人（リース事業者、新電力（PPS）事業者等）。	SII が定める対象基準を満たしていることが予め認められ、補助対象として指定された蓄電システムを 6 年間継続して所有、管理すること。	一般社団法人環境共創イニシアチブ 査第三グループ蓄電池担当
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 （2016 年度始めに目標価格まで低減するよう、毎年一定額ずつ減少することを想定した直線に対して、2013 年度の価格が上回る場合 2/3 補助、下回る場合全額補助。 原動機付き自転車は通常車両との価格差の 1/4。）											○	地方公共団体、リース会社、その他の法人、個人	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の導入に対する補助	一般社団法人次世代自動車振興センター 次世代自動車部（仮）
水素供給設備整備事業費補助金 （未定）											○	法人、個人事業者及び個人 （地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む。連名を含む）	水素供給設備	一般社団法人次世代自動車振興センター 水素インフラ部

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
次世代自動車充電インフラ整備促進事業 第1の事業：自治体が策定する充電器設置のためのビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置(2/3) 第2の事業：ビジョンには基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置(1/2) 第3の事業：マンションの駐車場及び月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置(1/2) 第4の事業：上記以外の充電設備の設置(1/2)										○	全業種	実際に要した充電設備機器費（充電器の購入費用）及び設置工事費（第4の事業は除く）に対して補助率を乗じた額が補助金交付額となる。	一般社団法人次世代自動車振興センター
住宅用太陽光発電導入支援補助金 ①1kW 当たりの補助対象経費（税別）が2万円を超えて41万円以下：補助金額2万円/kW ②1kW 当たりの補助対象経費（税別）が41万円を超えて50万円以下：補助金額1.5万円/kW	○										住宅に対象システムを設置しようとする個人（個人事業主を含む）、法人または建物区分所有法に規定する管理者で、電灯契約を結んでいる者	①低圧配電線と逆潮流有りで連系していること ②モジュール化後のセル実効変換効率が一定の数値を上回ること ③一定の品質・性能が確保され、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること ④補助対象経費が太陽電池公称最大出力1kWあたり50万円（税抜）以下であること ⑤太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが、10kW未満であること ⑥太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用であること	一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター

制度名 (補助率)	新エネルギー										その他	対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池				
小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 (1/2 以内) * ①の事業の補助下限：600 万円	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	①小規模地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが参画する特別地方公共団体を除く） ②小規模地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体	①小規模地方公共団体施設への先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入 ②小規模地方公共団体がシェアード・セイビングス・エスコ事業を活用し、自らの施設に高いレベルの省エネ化を行う事業	環境省北海道地方環境事務所環境対策課
家庭・事業者向けエコリース促進事業 (リース料の 3%又は 5%)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	指定リース事業者	リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース総額の 3%又は 5%を指定リース事業者に対して助成を行います。 なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者（大企業を除く）とし、他に国による補助制度がある場合には本制度とどちらかを選択することとします。 補助対象製品の例 ①家庭向け：住宅向け太陽光パネル等（家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象としない） ②事業者向け：高効率ボイラー、コージェネレーション、高効率工作機械、高効率空調、太陽光パネル、高効率ショーケース、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機 等	環境省総合環境政策局環境経済課
特殊自動車における低炭素化促進事業《国土交通省連携事業》 (通常車両価格との差額の 1/2)											○	民間団体	ハイブリッドオフロード車（ショベル・ローダ、ブルドーザ等）	環境省北海道地方環境事務所環境対策課

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
マイカー規制による低炭素化促進事業 (1/3、ただし、対象事業毎に上限値あり)										○	民間事業者等	マイカー規制において乗り入れを行うバス、タクシーなど代替交通手段に使用される車両について、より低炭素化を実現するための車両を導入する際の購入費を補助 燃料供給基地・充電設備の整備費を補助	環境省 自然環境局 国立公園課
再生可能エネルギー等導入推進基金事業《グリーンニューディール基金》 (1) 再エネ等導入に係る計画策定事業 (定額) (2) 公共施設における再エネ等導入事業 (定額、*高効率省エネ機器導入については、2/3) (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業 (1/3、特定被災地方公共団体は 1/2、または利子補給) (4) 風力・地熱発電事業等支援事業 (1/2、または利子補給)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1) 再エネ等導入に係る計画策定事業：都道府県・指定都市 (2) 公共施設における再エネ等導入事業：都道府県・指定都市、都道府県→市町村 (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業：都道府県・指定都市→民間事業者 (4) 風力・地熱発電事業等支援事業：都道府県・指定都市→民間事業者	地方公共団体又は民間の防災拠点となりえる施設への再生可能エネルギー等の導入 (1) 再エネ等導入に係る計画策定事業 (2) 公共施設における再エネ等導入事業 (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業 (4) 風力・地熱発電事業等支援事業	環境省 総合環境政策局 環境計画課

制度名 (補助率)	新エネルギー										その他	対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池				
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 (1の(1)～(4): 補助対象施設整備費の1/3以内、1の(5): 補助対象施設整備費の1/2以内、 2: 通常車両との差額の 1/2 以内)					○					○	右記 1 の事業: 廃棄物を主たる業とする民間事業者等 右記 2 の事業: 地方公共団体及び民間事業者等 1 廃棄物エネルギー導入事業 本事業は、廃棄物を主たる業とする民間事業者等が行う、以下の高効率な廃棄物エネルギー利用施設またはバイオマスエネルギー利用施設の整備事業(新設、増設又は改造)について補助。 (1) 廃棄物高効率熱回収 (2) バイオマス熱供給 (3) バイオマスコージェネレーションシステム (4) 廃棄物・バイオマス燃料製造 (5) 熱輸送システム 2 電動式塵芥収集車導入補助事業 地方公共団体又は民間事業者等が電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。)を導入する際に導入費用に対して補助。	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課		
先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減設備補助事業 (1/3)	○				○				○	○	民間団体	業務ビル等における環境省指定の先進的な技術水準を満たす設備の導入	環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	
温泉エネルギー活用加速化事業 (1)、(3)、(4)の事業 (1/2 以内) (2)の事業 (1/3 以内)								○		○	民間事業者等	(1) 温泉発電設備の設置 (2) ヒートポンプによる温泉熱の熱利用 (3) 温泉付随ガスの熱利用 (4) 温泉付随ガスのコージェネレーション	(1) 事業: 環境省地球環境局地球温暖化対策課 (2)、(3)、(4) 事業: 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室	

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
国立公園核心地域等における低炭素化促進事業 (1) (委託調査 1/1) (2) (総事業費の 1/2)		○	○					○			民間団体	(1) 国立公園の集団施設地区における公園事業施設を中心とした二酸化炭素削減ポテンシャル調査や経済性の高い削減対策を組み入れた低炭素型の地域デザイン策定 (2) 国立公園の公園事業施設における自然再生エネルギー設備の導入、省エネルギー化のための施設・設備の改修・再整備	環境省 自然環境局 国立公園課
CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 (委託事業、補助事業：1/2 上限)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	民間団体、公的研究機関、大学等	地球温暖化対策強化のシナリオに基づき技術開発等の課題を提示し、CO2 排出削減等の将来的な対策強化の導入につながり、産業界による自主的な技術開発では社会に導入されない技術開発や実証事業を支援。	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
自動車運送事業用車両の環境対応車導入に係る補助制度について 《平成 25 年度》 経年車（新規登録年月日を起算日として、平成 25 年度中に 10 年以上経過している自動車）の廃車を伴う新車購入 （通常車両価格との差額の 1/2、又は車両本体価格の 1/4） 新車のみの購入 （通常車両価格との差額の 1/3、又は車両本体価格の 1/4）										○	バス・トラック事業者等	補助対象車種 ・CNG バス・トラック ・ハイブリッドバス・トラック	国土交通省 自動車交通局 環境政策課：バス車両導入関係 貨物課：トラック車両導入関係

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
地域バイオマス産業化 推進事業 (1: 定額、2: 1/2 以 内)					○						民間団体等	1. 地域バイオマス産業化支援事業（計画づくり支援） 地域のバイオマスを活用した産業化と地産地消型エネルギーの強化によりバイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を目指す地域（市町村・企業連合等）による計画づくりを支援 2. 地域バイオマス産業化整備事業（施設整備支援） 計画に位置づけられたプロジェクトの推進に必要な施設整備を支援します（7 府省が共同で地域を選定・連携支援）	食料産業局 バイオマス循環資源課
地域還元型再生可能エ ネルギーモデル早期確 立事業 (定額)					○						民間団体	国の補助金を受けた基金から、モデル的な取組に必要な発電施設の整備に必要な資金を助成 毎年度、売電収入の5%以上を地域の農林漁業の発展に貢献する取組に活用 助成金相当額を法定耐用年数で除した額を、毎年度、基金に納付 （納付額の累計が助成金相当額に達した時点で納付は終了）	食料産業局 再生可能エネルギーグループ

制度名 (補助率)	新エネルギー										その他	対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池				
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (定額)					○							1. 地域における活動への支援 事業実施主体：民間団体、地方公共団体 2. ワンストップ窓口（専門家・団体による各地域へのサポート）の設置 事業実施主体：民間団体	1. 地域における活動への支援 発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援 2. ワンストップ窓口（専門家・団体による各地域へのサポート）の設置 発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など、発電事業の構想から運転開始に至るまでに必要なサポートを行う取組を支援	農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ
地域づくり総合交付金《省エネルギー・新エネルギー振興事業》 (交付率：1/2 以内、ハード系事業 上限額：単一市町村 1 億円、その他 2 億円。下限額：500 万円。 ソフト系事業 上限額：単一市町村 500 万円、その他 1,000 万円。下限額 50 万円) 総合振興局長・振興局長が適当と認める者：上限額 300 万円、下限額 10 万円)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、総合振興局長・振興局長が適当と認める者	1 ハード系事業～新エネルギー等開発利用施設整備事業 対象事業：公共用施設に導入する開発利用施設の整備 2 ソフト系事業～省エネルギー・新エネルギー促進事業 ※上記の「新省エネルギー」及び「省新エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第 2 条に定めるもの	北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課 経済部産業振興局環境・エネルギー室 各総合振興局・振興局地域政策部地域政策課、産業振興部商工労働観光課
北海道再生可能エネルギー等導入推進事業《北海道グリーンニューディール基金》 (10/10 以内：公共施設)	○	○	○	○	○	○	○	○				市町村（指定都市は除く）、一部事務組合等	地域の防災拠点となり得る公共施設や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業	北海道環境生活部環境局地球温暖化対策室

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先	
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池				クリーンエネルギー自動車 その他
一村一エネ事業 (事業計画書に記載の新エネルギー導入量及び省エネルギー量を原油換算し、それぞれに応じた単価を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額、ただし、新エネ導入の取り組みの上限額は 2,000 万円(省エネの取組は上限 1,000 万円※詳細はホームページに掲載)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人、任意団体及びその他知事が適当と認めた者と市町村で構成された共同体(コンソーシアム) ※複数の市町村のみで構成されたものを除く	地域の特色を活かした省エネ・新エネを推進する取組で、経済性・地域経済活性化等についても効果が見込まれる事業	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室
地域新エネルギー導入加速化事業 (1/2 以内、限度額:地域連携広域計画策定事業 150 万円、地域新エネルギー導入可能性調査事業 400 万円)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市町村(複数の市町村も含む) 市町村と法人、任意団体及びその他知事が適当と認めた者で構成された共同体	【地域連携広域計画策定事業】複数の市町村地域による広域的な新エネルギー導入のデータ収集や導入・普及のための基本方針、地域特性を活かしたプロジェクト、推進体制などの計画策定事業 【地域新エネルギー導入可能性調査事業】市町村の新エネルギー導入の計画等に位置づけられているプロジェクト等の具体化に向け、その事業可能性を調査するための事業	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
道産エネルギー技術開発支援事業 (2/3 以内、限度額 1,000 万円)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPO 法人等を含む） 全構成員の過半数を上記に掲げる者が占め、かつ上記に掲げる者が代表者となる共同（コンソーシアム。協定締結が必要）	【低炭素型関連技術】 新エネルギー関連技術 高断熱・高気密住宅関連技術、省エネルギー関連技術 次世代自動車 【循環型関連技術】 バイオマス関連技術 環境保全関連技術 【対象事業の要件】 事業成果が事業化や商品化に結びつくことが見込まれる 研究及び開発しようとする事業に対して、必要な基礎研究、調査及び知見を有している 事業成果を利用する需要者との連携等が、積極的に図られるものであること、他の道事業に採択されたことがない	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室
道産エネルギー製品開発支援事業補助金 (2/3 以内、限度額 300 万円)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（NPO 法人等を含む） 全構成員の過半数を上記に掲げる者が占め、かつ上記に掲げる者が代表者となる共同（コンソーシアム。協定締結が必要）	【低炭素型関連技術】 新エネルギー関連技術 高断熱・高気密住宅関連技術 省エネルギー関連技術 次世代自動車 【循環型関連技術】 バイオマス関連技術 環境保全関連技術 【対象事業の要件】 研究開発を終了し、低炭素への効果が明らかである 市場への投入にあたり、具体的な課題を有している 事業内容が、道内への波及効果が高いと見込まれる 他の道事業に採択されたことがない	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
エネルギーの地産地消促進事業 (1/2 以内、限度額 1,500 万円)	○	○	○		○			○			市町村と法人、任意団体及びその他の知事が適当と認めた者で構成された共同体（コンソーシアム）	固定価格買い取り制度を活用した再生可能エネルギーの導入に係る施設整備補助で、売電収入を地域振興に活用することが条件	北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室
環境・エネルギープロジェクト形成促進事業 (1/2 以内、上限額 1,500 万円)	○	○		○				○		○	(1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む） (2) (1) に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体	道内の事業者が開発した積雪寒冷地特有の製品や技術を核として、複数の事業者が連携して、それぞれの製品や技術を要素として組み合わせた、下の対象事業分野のいずれか又は両方に該当する新しい製品・システムの開発事業（製品・システムの有効性、コスト算定、試作品作成を含む実証事業、収益性・物流・販路等の市場調査など）	経済部産業振興局環境・エネルギー室環境産業グループ
中小企業競争力強化促進事業 (①産学連携等研究開発支援事業:1/2 以内、限度額:1,200 万円 ②市場対応型製品開発支援事業:1/2 以内、限度額:300 万円(うち市場調査等経費 200 万円))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	道内の中小企業者等	①産学連携等研究開発支援事業:道内の中小企業者等を2分の1以上とするグループによる加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業、環境・エネルギー産業に関する研究開発に要する経費(産学連携又は異業種連携による共同研究に限る)。 ②市場対応型製品開発支援事業: 中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費(市場調査等のみを行う場合を除く)。	(公財)北海道中小企業総合支援センター

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
企業立地補助金《新エネルギー供給業》 (投資額の 5%、限度額 1 億円)	○	○	○		○			○			工場等を新設する者	投資額：10 億円以上 雇用増：1 人以上	北海道経済部産業振興局産業振興課立地支援グループ 各総合振興局・振興局商工労働観光課
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (1/2 以内)	○	○	○		○						市町村、農林漁業団体等	地域資源循環活用施設整備 (地域に存在する未利用資源等を活用し、営農等に必要な資源化、エネルギー化などを行う場合に必要施設)	農林水産省農村振興局整備部農村整備官活性化支援班
強い農業づくり交付金 (交付率：定額。事業費の 1/2、4/10、1/3 以内)			○					○	○	○	市町村、農協、農業者の組織する団体	①省エネルギーモデル温室 (地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源を利用した省エネルギーモデル温室及び付帯施設) ②脱石油型エネルギー供給施設 (園芸施設へエネルギー (電気や熱) を供給する施設でトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。) ③堆肥発酵熱等利用施設 (有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設) ④バイオディーゼル燃料製造供給施設 (バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設)	北海道農政部農業経営局農業経営課支援グループ 各総合振興局・振興局産業振興部農務課

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
農山漁村地域整備交付金《畜産環境総合整備事業》 (計画策定:国 50%、道 50%、施設整備:国 50%)					○						(事業実施主体:北海道農業公社)受益者	資源リサイクル型事業 ①エネルギー等副産物利用処理施設整備 ②家畜排せつ物燃焼処理施設整備 ※以上2つは、環境負荷脆弱地域かつ畜産高密度地域に限る。 ③バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備 ※売電を主目的とするものは対象としない。	北海道農政部農村振興局農地整備課草地整備グループ
林業・木材産業構造改革事業《森林バイオマス等活用施設整備》 (1/2～1/3 以内)					○						市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、木材関連業者等の組織する団体	【エネルギー利用施設等関係分】森林及び木材の加工工程等で発生する伐根や枝条、工場残材などを原料とした炭化施設、発電施設、ボイラ一施設、燃料製造施設等のほか、森林内に設置する小規模水力発電施設の整備	北海道水産林務部林務局林業木材課経営支援グループ 各総合振興局・振興局産業振興部林務課
森林整備加速化・林業再生事業《木質バイオマス利用施設等整備》 (1/2 以内)					○						市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者	未利用木質資源をバイオマスエネルギー又は製品の原料として活用するために必要な施設等(チップ・ペレット・オガ粉製造施設及び関連機械等)の整備 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材等(移動式チップパー等)の整備 公共施設等において、木質バイオマスを燃料として利用するために 必要な施設(木質資源利用ボイラー及び関連装置等)の整備	北海道水産林務部林務局林業木材課需要推進グループ 各総合振興局・振興局産業振興部林務課

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
森林整備加速化・林業再生事業《森林バイオマス等再利用促進施設整備》 (1/2 以内)					○						市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人	【エネルギー利用施設等関係分】森林及び木材の加工工程等で発生する伐根や枝条、工場残材などを原料とした炭化施設、オガ粉製造施設、有機質飼料生産施設等の整備	北海道水産林務部林務局林業木材課経営支援グループ 各総合振興局・振興局産業振興部林務課
地域新エネルギー導入アドバイザー制度 (技術・経営に関するアドバイスを行うものであり、補助制度ではありません。)	○	○	○		○						道内の市町村・公共性を有する団体	地域の新エネルギー導入支援 太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電	北海道企業局発電課
学校施設環境改善交付金② (太陽光発電等導入事業: 1/2、エコスクール: 2.5%加算)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	都道府県、市町村	太陽光発電等導入事業、エコスクールパイロット・モデル事業	北海道教育庁総務政策局施設課
函館市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 (1kW 当たり 7 万円、上限 21 万円)	○										函館市内の自宅に住宅用の太陽光発電システムを設置しようとする者、または自らの居住を目的として市内で太陽光発電システム付きの建売住宅を購入しようとする者で、本市の市税に未納の額がないこと	下記仕様を満たす、住宅用太陽光発電システムの設置 ①低圧配電線と逆潮流有り で系統連系していること ②未使用品であること ③太陽電池モジュールが、一定の品質・性能を確保しており、太陽光発電普及拡大センター (J-PEC) に登録されているものであること ④最大出力が 10kW 未満であり、かつ機器の購入費のほか設置工事費等を含めたシステム価格が、1kW 当たり 60 万円以下 (税別) であること	函館市経済部工業振興課

制度名 (補助率)	新エネルギー										対象者	対象事業	照会先
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	雪氷熱利用	バイオマス	水温度差熱利用	太陽熱利用	地熱利用等	コージェネレーション	燃料電池			
北斗市住宅用太陽光発電システム設置補助金 太陽電池の最大出力値に以下の補助金単価を乗じた値（上限4kW）、1kWあたりの補助経費が2万円を超えて41万円以下の場合、1kWあたりの補助単価 2万円、1kWあたりの補助経費が41万円を超えて50万円以下の場合、1kWあたりの補助単価1.5万円	○										北斗市内に居住し、所有している市内の住宅、または新築する市内の住宅に発電システムを設置する者で、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を受けられる者	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	北斗市市民部環境課環境係